

大熊町被災者等就労支援業務委託仕様書

1. 履行場所

履行場所 大熊町内

2. 業務内容等

業務内容等については、次のとおりとする。

(1) 県内外に避難する大熊町民の総合的専門的な就労相談支援

- ①各々の生活スタイルやスキル、保持資格に合わせた、避難先（町外、自宅など）でもできる仕事の斡旋・紹介（地域福祉の観点から、対象者は子育て世帯やひとり親世帯等を主な対象者とする）
- ②就労希望者に対するアプローチ、専門的な指導、助言（目標設定、応募書類作成支援等）
- ③仕事を通じた町民同士の繋がり形成、生きがい・やりがいづくりによる町民の自立支援、交流の活性化

(2) 企業（主に町内関連企業）からの仕事集め、仕事の掘り起こし、調査

- ①企業等への訪問による仕事起こし、受注の営業活動、業務受付、コンサルティング業務
- ②大熊町近隣（浜通り、福島県内外含む）の求人内容の傾向調査・把握
- ③就労者のレベルに合わせた受注業務の細分化

(3) 町内の仕事斡旋、マッチング、就職相談・面接窓口業務の設置

- ①企業からの仕事集め、就職相談や面接を行う窓口となる拠点（事務所等）を町内に設置（仮称：大熊ハローワーク）
- ②業務発注企業、就職希望者に対するきめ細やかな相談体制を構築

(4) 仕事受発注オンラインサービスの開設、構築

- ①オンライン上で企業や事業所から業務を受注できる専用ホームページ等の開設
- ②ホームページ等を活用した事業の広報
- ③業務受注者のオンライン事業遂行システムの構築

(5) 採用に係る人材育成、教育研修

- ①就労希望者への採用強化に係る人材育成・開発研修の実施
- ②就職決定者への継続的な教育研修の実施、相談対応

(6) 自立運営化に向けた事業計画の構築

- ①3カ年後の自立運営に向けた収支・事業計画の作成
- ②収支・事業計画に沿った事業の運営

(7) (1) から (6) に係る準備行為

3. 施設の設備

- (1) 大熊町内に拠点事務所等を設置する場合は、運営に係る設備類及びその他の設備類に関する経費は、委託料に含まれるものとする。
- (2) 自動車配備に関する費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、その他の設備類等に係る契約についても町は一切関与しないものとする。

5. 各種記録及び帳簿等の整備

事業の運営に関する各種記録及び帳簿等の整備については、次のとおりとする。

(1) 各種記録等の整備

- ①相談受付票
- ②相談記録票
- ③日報
- ④マッチングの実績
- ⑤町との打ち合わせ等に関する記録
- ⑥その他、町が必要と認める記録

(2) 帳簿等の整備

- ①事業収支予算書
- ②事業収支決算書
- ③委託費に係る支出の詳細が分かるもの（領収書等）
- ④業務委託関係書類（見積書、契約書、実績報告書、完了報告書）
- ⑤その他、町が必要と認める帳簿

(3) 報告・資料提供等

受託者は、各種記録及び帳簿等を適正に管理するとともに、常に相談状況及び経理状況を明らかにし、町の指示により、報告・資料提供等を行うものとする。

(4) 保存

受託者は、各種記録及び帳簿等について、委託業務完了の日から5年間保存しなければならない。

6. 情報共有等

受託者は、町との間で定期（月1回程度）に情報共有を開催し、「事業計画書」、「相談受付票」、「相談記録票」及び「日報」等に基づき、運営上の留意点及び情報の共有等を図るものとする。

なお、連絡会議の日程及び会議室の確保等については、町と受託者の協議により、その都度決定するものとする。

7. 留意事項

(1) 苦情の対応

- ①苦情対応の責任者及び担当者、その連絡先を掲示するなど明らかにし、利用者等から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に対応すること。
- ②苦情及び対応の内容について記録すること。
- ③利用者等が苦情申立て等を行ったことを理由に不利益な取扱いをしないこと。

(2) 損害の賠償

受託者は、仕様書の各条項に違反し、又は法及び民法その他の関係法令に違反し、利用者又はその家族の身体、財産に損害を与えた場合には、その損害賠償の義務を負う。ただし、受託者に過失がない場合は、町との協議により解決する。

(4) 秘密の保持

業務の運営により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(5) 業務の引継ぎ

受託者は契約終了後、他者に業務の引継ぎを行う必要が生じた場合には、利用者の利便性を損なわないように必要な措置を講じ、円滑な引継ぎに努めるものとする。

8. 委託料等

(1) 契約限度額

令和2年度事業総額	4, 281千円	(税抜、別途消費税)を上限とする。
令和3年度事業総額	21, 716千円	(税抜、別途消費税)を上限とする。
令和4年度事業総額	21, 716千円	(税抜、別途消費税)を上限とする。
令和5年度事業総額	21, 716千円	(税抜、別途消費税)を上限とする。

※優先交渉権者の決定や予算の執行は、各年度の予算成立が前提となります。また、委託金額については別途毎年度町と協議の上、町が適当と定める額とします。